

令和4年度地下水質測定結果について 概要

水質汚濁防止法第16条の規定により策定した「令和4年度地下水質測定計画」に基づき実施した調査の結果は以下のとおり。

1 概況調査等

(1) 調査の目的

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている項目について、全体的な地下水質の状況を把握する。(概ね2 km四方に区切った県内264区域を5年で一巡できるように調査を実施する。)

- *用語
- ┌ 区域：概況調査の対象として設定した県内を概ね2 km四方に区切った範囲を示している。
 - ├ 地点：調査対象とした井戸のことを示している。
 - └ 地域：調査対象項目毎の調査対象となる範囲を示している。

(2) 調査の結果

調査区域数	検出区域数
53区域 (67地点) 【環境基準項目】	8区域 (8地点) 【砒素、揮発性有機化合物、窒素*】

*窒素：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (以下同じ。)

- 検出のあった8区域 (8地点) のうち、汚染範囲の確定している4区域 (4地点) を除く4区域 (4地点) について、検出井戸周辺調査を実施した。

2 検出井戸周辺調査

(1) 調査の目的

概況調査等で新たに検出され、その物質の広がりを確認する必要がある場合等に、地下水環境基準値を超過する汚染の有無や検出範囲等を確認する。

(2) 調査の結果

調査地域数	検出地域数	超過地域数
7地域 (48地点) 【砒素、鉛、揮発性有機化合物、 窒素】	5地域 (16地点) 【同左】	2地域 (4地点) 【砒素、鉛】

- 環境基準を超過して検出された1地域 (砒素) については、次年度から継続監視調査 (汚染監視調査) を実施します。環境基準を超過して検出された1地域 (鉛) については、次年度以降、概況調査に合わせて継続監視調査 (自然由来汚染) を実施します。
- 概況調査および事業場の井戸において環境基準を超過して検出されたが、検出井戸周辺調査では全ての地点で環境基準以下であった3地域 (揮発性有機化合物、窒素) については、次年度から継続監視調査 (汚染監視調査) を実施します。
- 全ての地点で環境基準以下であった2地域 (揮発性有機化合物、鉛) については、次年度から継続監視調査 (経過観察調査) を実施します。

3 継続監視調査

(1) 調査の目的

検出井戸周辺調査により前年度までに環境基準値を超過した地点等を含む地域において、継続的に監視を行う。

(2) 調査の結果

	調査地域数	検出地域数	超過地域数
汚染監視調査 (自然由来以外の汚染)	13地域 (105地点) 【揮発性有機化合物 (11地域)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (1地域)、六価クロム (1地域)】	13地域 (52地点) 【同左】	12地域 (21地点) 【揮発性有機化合物 (10地域)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (1地域)、六価クロム (1地域)】
経過観察調査	6地域 (15地点) 【砒素、揮発性有機化合物 (3地域)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (2地域)】	5地域 (9地点) 【揮発性有機化合物 (3地域)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (2地域)】	1地域 (1地点) 【揮発性有機化合物】
継続監視調査 (自然由来汚染)	7地域 (11地点) 【砒素 (4地域)、総水銀、ふっ素、ほう素】	7地域 (8地点) 【同左】	5地域 (5地点) 【砒素、総水銀、ほう素】

- 汚染監視調査地域のうち、人為的な汚染原因が考えられる1地域において、全地点で監視対象項目が環境基準値以下となったことから、次年度は経過観察調査を実施する。
- 経過観察調査地域のうち、5地域において、監視対象項目が2年連続で環境基準値以下となったことから、今年度で継続監視調査を終了する。
- 自然的原因の汚染の可能性が高いと考えられる7地域については5地域で環境基準を超過した。引き続き、概況調査に合わせて5年に1回の頻度で調査を実施する。